

岩手県告示第208号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、次の指定検査機関に食鳥検査を行わせることとした。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定検査機関の名称、事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

(1) 名称 社団法人岩手県獣医師会

(2) 事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目7番24号

2 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務 次の食鳥処理場に係る法第15条に規定する食鳥検査業務

食鳥処理場の名称	所在地
株式会社フレッシュチキン軽米	九戸郡軽米町大字円子第2地割276番地31

3 食鳥検査の業務の開始の日 平成24年4月1日